

売 買 契 約 標 準 約 款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、頭書の納入期限内において当該物品を分納することができる。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更、中止等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、契約内容を変更し、又は物品の納入を一時中止し、若しくは打切ることができる。この場合において、納入期限又は契約代金を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第4条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(一般的損害)

第5条 物品の引渡し前に、納入物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(納入の通知)

第6条 受注者は、物品を納入したときは、直ちに、納品書その他の方法によりその旨を発注者に通知しなければならない。第1条第2項の規定により分納する場合も、また同様とする。

(検査及び引渡し)

第7条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いを求めて物品の検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことを理由に異議を申立てることができない。

3 第1項の検査の結果、不合格品があるときは、受注者は、直ちに、取替え、又は補修等を行い、納入期限又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合において物品の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

4 受注者は、納入物品が発注者の行う検査に合格したときは、遅滞なく、当該物件を発

注者に引渡さなければならない。

（契約代金の支払）

第8条 受注者は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続きに従って契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第1項の期限内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期限（以下「約定期限」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期限の日数を超えるときは、約定期限は、遅延日数が約定期限の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅滞の場合における延滞金等）

第9条 受注者の責に帰する理由により、納入期限内に物品を納入することができない場合において、納入期限後に納入する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の延滞金の額は、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) その責に帰する理由により、納入期限内又は納入期限後相当の期限内に物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第12条第1項又は第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
 - (9) 物品の納入ができないことが明らかであるとき。
 - (10) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (11) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき。
 - (12) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成できない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (13) 第9号から前号までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項に規定する催告をしても契約の目的を達成するに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、前2項に規定する場合のほかこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体(以下この号及び次号において「受注者等」という。)に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされる場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき(受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき)。
 - (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされる場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき(受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき)。

(3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業員（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

4 発注者は、前3項の規定により契約を解除したときは、物品の既納部分の検査をし、当該検査に合格した部分については、引渡しを受けるものとする。この場合においては、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

5 第1項から第3項までの規定により契約を解除した場合においては、受注者は、契約代金の100分の10に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第11条 発注者は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、前条各項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同条の規定による契約を解除することができない。

（受注者の解除権）

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定により、契約内容を変更したため、頭書の契約代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第3条第1項の規定による物品納入中止の期間が、納入期限の2分の1以上に達したとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは請求できないものとする。

(1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

4 受注者は、第1項又は第2項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるもの

であるときは、同項の規定による契約の解除をすることができない。

5 第10条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第13条 物品の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(契約保証金)

第14条 発注者は、目的物の引渡しがあったときは、直ちに、受注者の頭書の契約保証金を還付しなければならない。

2 第10条第1項から第3項までの規定により発注者が契約を解除したときは、頭書の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

3 第10条第5項の違約金を受注者が納付する場合は、当該違約金の額から頭書の契約保証金の額を控除するものとする。

(賠償金等の徴収)

第15条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害額又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算して得た利息(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足あるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、年3.0パーセントの割合で計算して得た金額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)の遅延利息を徴収する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第15条の2 受注者は、第10条第3項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約代金額の10分の1に相当する賠償金(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に契約代金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額(その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)の利息を付して発注者が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、第10条第3項第1号から第3号までのうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。